

愛知県不当要求行為対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県行政に対するあらゆる不当要求行為に対し、組織的に対処することにより、不当要求行為による被害を防止し、もって県の事務事業の円滑かつ公正な執行と職員の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「不当要求行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 暴力行為
- (2) 脅迫行為
- (3) 正当な理由なく面会を強要する行為
- (4) 粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為
- (5) 書面、街宣活動等により県の業務を妨害する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに県の事務事業の遂行に支障を生じさせる行為

(職員の基本姿勢)

第3条 職員は、職務の遂行に当たり、何人に対しても、法令遵守の姿勢を堅持するとともに、その所管する事務事業について十分に説明し、理解を得るために努力をするものとする。

2 職員は、公務員が全体の奉仕者であることを自覚し、不当要求行為に対しては、厳正な態度で臨むものとする。

3 職員は、不当要求行為が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、速やかに、その事実を次条第1項に規定する不当要求行為防止責任者を經由して、所属長に報告しなければならない。

(不当要求行為防止責任者の設置)

第4条 不当要求行為に対し組織的に対処し、及び不当要求行為による被害を防止するため必要な措置を講じ、並びに不当要求行為に関し関係機関と調整を行うため、本庁の課及び地方機関に不当要求行為防止責任者を置く。

2 不当要求行為防止責任者は、原則として課長補佐に相当する職以上の職のうちから所属長が選任するものとする。

3 不当要求行為防止責任者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第14条第1項に規定する責任者を兼ねるものとする。

(不当要求行為対策委員会)

第5条 不当要求行為による被害の防止に関し、基本となる事項を協議するため、愛知県不当要求行為対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所掌事務)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 不当要求行為に対する基本的な対応方針に関すること。
- (2) 不当要求行為に関する重要事項の情報交換に関すること。
- (3) 各部局にわたる横断的な連絡及び協力に関すること。
- (4) 関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部人事担当局長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(顧問)

第8条 委員会に顧問を置き、愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長をもって充てる。

- 2 顧問は、委員会の要請に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部人事担当局人事課において処理する。

(各部局主管課長の責務)

第10条 各部局の主管課長は、部局内の不当要求行為に関し、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 不当要求行為に対する対応に関すること。
- (2) 委員会への付議事案の検討に関すること。
- (3) 不当要求行為に関する情報交換に関すること。
- (4) 関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

- (不当要求行為に関する関係機関への報告)

第11条 所属長は、第3条第3項の規定による報告を受けた場合において、当該事

実を他の所属に周知等する必要があると認める場合は、報告書（別記様式）を作成し、主管課長を経由して総務部人事担当局長に送付するものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合は、口頭による報告をもってこれに代えることができる。

- 2 所属長は、前項ただし書の規定により報告をした場合においては、当該報告に係る事案に対処した後、速やかに、同項本文の規定の例により報告書を作成し、送付しなければならない。
- 3 地方機関の長である所属長は、前2項の報告書を当該事実に係る主務課長を経由して送付するものとする。
- 4 所属長は、第1項又は第2項の規定により送付した事案に対処した場合は、その経過等を、その都度、総務部人事担当局長に報告するものとする。
- 5 第3項の規定は、地方機関の長である所属長が前項の規定に基づく報告をする場合について準用する。

（研修等）

第12条 総務部人事担当局長は、不当要求行為に対し適切に対処するため、職員に対し、必要な研修を実施するものとする。

- 2 総務部人事担当局長は、前項の研修を実施するに当たっては、関係機関に対し、必要な協力を求めるものとする。
- 3 所属長は、当該所属職員が第1項に規定する研修を積極的に受講するため必要な機会を与えるよう配慮するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、不当要求行為の防止に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表

知事政策局秘書課長

総務部総務課長

総務部財産管理課長

総務部人事担当局人事課長

地域振興部地域政策課長

県民生活部県民総務課長

防災局防災危機管理課長

環境部環境政策課長

健康福祉部健康福祉総務課長

産業労働部産業労働政策課長

農林水産部農林政策課長

建設部建設総務課長

出納事務局管理課長

企業庁管理部総務課長

病院事業庁管理課長

議会事務局総務課長

教育委員会事務局管理部総務課長

監査委員事務局監査第一課長

人事委員会事務局職員課長

労働委員会事務局総務調整課長

愛知県職員等公益通報要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員等からの公益通報に関し必要な事項を定めることにより、県の各機関における法令に違反する行為の防止等を図り、もって県の事務事業の公正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「県の各機関」とは、知事、議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者をいう。

2 この要綱において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 知事部局、議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに企業庁及び病院事業庁に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員

(2) 県の各機関を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者

(3) 県の各機関の長と請負契約その他の契約を締結している事業者が当該契約に基づいて行う事業に従事する労働者

3 この要綱（第15条を除く。）において「公益通報」とは、職員等が、県の各機関における職務上の行為が次の各号のいずれかに該当すると思料する場合に行う通報をいう。

(1) 法令（条例、規則及び規程並びに訓令を含む。）に違反する行為又はそのおそれのある行為

(2) 人の生命、身体、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為

(公益通報処理の体制)

第3条 公益通報に関する事務を総括させるため、公益通報管理者を置く。

2 公益通報管理者は、総務部人事担当局長をもって充てる。

3 公益通報管理者は、総務部人事担当局人事課長及び人事課監察・サービスグループの職員（以下「公益通報調査員」という。）に公益通報に関する事務を処理させる。

(公益通報管理者及び公益通報調査員の責務等)

第4条 公益通報管理者及び公益通報調査員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

2 公益通報管理者及び公益通報調査員は、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

3 公益通報管理者及び公益通報調査員は、自ら又はその家族等が関係する公益通報に関する事務に携わることができない。

(公益通報の方法等)

第5条 職員等は、公益通報調査員に対し、公益通報に関する相談及び公益通報を行うことができる。

2 公益通報に関する相談及び公益通報は、書面の提出、電話、電子メール又は面談により行うものとする。

- 3 公益通報は、実名により行うものとする。ただし、公益通報に係る事実の存在を示す客観的な資料を提出して公益通報を行う場合は、匿名によることができる。
- 4 職員等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的で公益通報をしてはならない。

(公益通報の受付及び受理)

第6条 公益通報調査員は、公益通報を受けたときは、公益通報をした職員等（以下「公益通報者」という。）の秘密保持に配慮しつつ、公益通報の内容の把握に努めなければならない。

- 2 公益通報調査員は、受け付けた公益通報について、公益通報管理者に速やかに報告するものとする。
- 3 公益通報管理者は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに当該公益通報を受理するか否かを決定し、公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報者に遅滞なく通知しなければならない。ただし、当該公益通報者が通知を希望しないとき又は匿名であるときは、この限りでない。
- 4 公益通報管理者は、前項の規定により受理した公益通報の内容が知事部局以外の県の各機関に関するものであるときは、当該県の各機関の長に、公益通報の内容を通知するものとする。
- 5 公益通報管理者は、第3項の規定により受理した公益通報について、必要に応じて知事に報告するものとする。

(調査の実施)

第7条 公益通報管理者は、前条第3項の規定により受理した公益通報が調査を要するものと認めるときは、自ら必要な調査を行い、又は公益通報調査員をして必要な調査を行わせるものとし、県の各機関は、これに対して必要な協力をするものとする。

- 2 公益通報管理者は、公益通報の内容が知事部局に関するものであるときは、当該公益通報に関係する部局の主管課長に、当該公益通報について必要な調査を行い、その結果を公益通報管理者に速やかに報告するよう命ずることができる。
- 3 公益通報管理者は、公益通報の内容が知事部局以外の県の各機関に関するものであるときは、当該県の各機関の長に、当該公益通報について必要な調査を行い、その結果を公益通報管理者に速やかに報告するよう求めることができる。
- 4 第1項から前項までの調査は、公益通報者の秘密保持のため、公益通報者が特定されないよう配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。この場合においては、調査協力者の秘密、信用、名誉及びプライバシーにも配慮するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定に基づき調査を行う職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、当該公益通報者を特定するための調査を行ってはならない。

(調査開始等の通知)

第8条 公益通報管理者は、公益通報に関する事務の適正な遂行に支障があると認める場合を除き、前条第1項の調査を開始し、又は同条第2項若しくは第3項の調査が開始されたときはその旨及び当該調査に必要と見込まれる期間を、当該公益通報について調査を要しないものと認めたときは調査をしない旨及びその理由を、公益通報者に遅滞なく通知しなければならない。ただし、当該公益通報者が通知を希望しないとき又は匿名であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による通知は、公益通報を受け付けた日から20日以内に公益通報者に届くようにしなければならない。

(報告)

第9条 公益通報管理者は、第7条第1項から第3項までの調査の結果を知事に報告するものとする。

(是正措置の実施等)

第10条 知事は、前条の規定により知事部局に関する公益通報に係る調査の結果の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、適切な是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を速やかに講じ、必要な場合においては、関係者の処分を行うものとする。

2 知事は、前条の規定により知事部局以外の県の各機関に関する公益通報に係る調査の結果の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該県の各機関の長に必要な是正措置等を講ずるよう要請するものとする。

3 前項の規定により要請を受けた県の各機関の長は、必要な是正措置等を講じたときは、その内容を知事に速やかに報告しなければならない。

(是正措置等の通知)

第11条 公益通報管理者は、前条第1項の規定により知事が必要な是正措置等を講じたとき又は知事が前条第3項の規定による報告を受けたときは、調査協力者の秘密、信用、名誉及びプライバシーに配慮しつつ、その旨を公益通報者に遅滞なく通知するものとする。ただし、当該公益通報者が通知を希望しないとき又は匿名であるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第7条第1項から第3項までの調査の結果、公益通報をされた事実がなかった場合及び是正措置等を講ずる必要がなかった場合に準用するものとする。この場合においては、その理由も併せて通知するものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第12条 公益通報者又は公益通報に関する相談をした職員等（以下「相談者」という。）は、公益通報又は公益通報に関する相談をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 県の各機関の長は、公益通報者又は相談者に対して公益通報又は公益通報に関する相談をしたことを理由として不利益な取扱いが行われたと認めるときは、原状回復その他の適切な措置をとるものとする。

3 公益通報管理者は、公益通報者又は相談者に対して公益通報又は公益通報に関する相談をしたことを理由として不利益な取扱いが行われていないかについて、適切な時期に必要な確認をするものとする。

(是正措置等の実効性評価)

第13条 公益通報管理者は、是正措置等が当該県の各機関において、十分機能しているか否かを適切な時期に調査し、必要に応じてその結果を知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の規定により知事部局に関する調査の結果の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、是正措置等の改善その他の措置を速やかに講ずるものとする。

3 知事は、第1項の規定により知事部局以外の県の各機関に関する調査の結果の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該県の各機関の長に是正措置等の改善その他の措置を講ずるよう要請するものとする。

4 前項の規定により要請を受けた県の各機関の長は、是正措置等の改善その他の措置を講じたときは、その内容を知事に速やかに報告しなければならない。

(公表)

第14条 知事は、毎年度、この要綱の施行の状況の概要を公表するものとする。

(協力義務)

第15条 県の各機関及び職員は、教育委員会又は公安委員会から公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、必要な協力をするものとする。

(記録等の管理)

第16条 県の各機関は、公益通報の処理に係る記録及び関係資料を、公益通報者の秘密保持に配慮しつつ、適切な方法で管理しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。